

信頼性の向上に向けて

平成 25 年 12 月 24 日
信頼性の向上に関するWG

はじめに

共助社会づくりの推進においては、一人一人の市民がボランティアや寄附、会費といった様々な形を通じて共助の社会に参画できるような仕組みを構築していくことが重要である。その際、自治会、町内会、消防団といった地縁に基づいた互助組織の他、近年、特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）や一般社団・財団法人、ソーシャルビジネスを行う企業等（以下「NPO等」という。）の多様な担い手の果たす役割の重要性が増してきている。

NPO等が、寄附やボランティアといった支援を受けるためにも、また、幅広い市民参加の受け皿として発展していくためにも、信頼性の向上が必要不可欠である。また、一部の団体の問題が社会的に取り上げられることで、NPO等全体の信頼性が毀損しかねない面がある。

そこで、本ワーキング・グループにおいては、NPO等の信頼性の向上の課題の解決に向けた対応策及びその方向性について検討を進めてきた。なお、本検討では、共助社会づくりの担い手であるNPO等の多様な主体を検討対象としてきたが、団体の会計情報や指導・監督等の各論では、主にNPO法人に焦点を絞って議論を行った。

1. NPO等の信頼性に係る現状と課題

(1) NPO等の信頼性に係る現状

内閣府「NPO法人に関する世論調査」（平成25年8月公表）（以下「世論調査」という。）によれば、NPO法人のことを「信頼できる」との回答が64.3%となっている（図表1）一方で、活動への参加意向や寄附意向は2割前後にとどまっている（図表2、3）。活動参加の際に重視する点としては、「目的や活動内容が共感できる」と回答が72.5%、「信頼できる役員やスタッフがいる」との回答が44.4%（図表4）、寄附をする際に重視する点としても「目的や活動内容が共感できる」との回答が69.0%、「寄附金が有効に使ってもらえる」と回答が47.7%という結果となっている（図表5）。

この世論調査の結果は、NPO等の活動を支える寄附やボランティアといった支援を受けるためには、その目的や活動内容に共感を得る必要があること、団体・スタッフ共に市民の信頼を得る必要があること、寄附金が有効に使われ、成果を上げていることをきちんと伝えていくことの重要性を示している。

同時に、「信頼できない」との回答が23.4%という結果が示しているように（図表1）、信頼を毀損するような団体が存在することも事実であり、こうした一部の団体の存在によって共助社会づくりで重要な役割を果たしている担い手の信頼まで失われることのないようにしていく必要がある。

（2）NPO等の信頼性に係る主な課題

こうした現状を踏まえ、本ワーキング・グループでは、本年7月17日以降、5回に渡って信頼性の向上に関する課題とその対応策について議論を進めてきた。これまでの議論において、以下の点が主な課題として指摘されてきた。

- ①寄附者やボランティア、助成団体、金融機関、行政といったステークホルダーが求めている情報が適切に開示されていないケースが多く見られること
- ②行政の有するNPO法人情報へのアクセス環境が不十分であること
- ③法人ごとに採用されている会計基準や正確性にバラつきが見られること
- ④休眠状態にある法人や信頼を毀損する活動をする団体が存在すること

こうした状況では、NPO等の活動内容を客観的に評価・比較することが困難であり、市民が寄附をするに当たって、信頼できる法人なのか判断が難しくなるだけでなく、全体としての評価も下げることとなる。そのため、NPO等に関して、寄附者にとって分かりやすい情報提供に努め、基礎情報や閲覧情報などの行政が保有する情報へのアクセス環境を改善するとともに、活動実績がない又は連絡がつかないいわゆる休眠法人や、信頼を毀損する団体への実効性ある対処を検討し、社会的信用力を高めていくことが求められる。

2. 信頼性の向上に向けた論点

（1）情報開示のあり方

共助社会づくりのためには、より多くの人の共感、信頼、協力が必要となる。NPO等の情報開示は、寄附を集める際の最低限の条件であり、いわばマナーや礼儀のようなものと捉えることができる。上場企業等の株式会社が市場から資金調達をする際に厳格な情報開示を義務付けられているのと同様に、本来、一定以上の活動規模のNPO等においても、適切な情報開示が求められるべきである。

しかし、世論調査によると、NPO法人に関する情報量に満足していると回答している人はわずか12.5%にとどまっている（図表6）。また、NPO法人への寄附をしたいと思わないと回答した人にその理由を聞いたところ、「寄附した後の効果が見えにくいから」との回答が37.0%となっているように（図表7）、その活動実績が市民に届いていない実態がうかがわれる。

情報開示が進まないことで、NPO等に係る理解等が進まず、どういう想いで、どういった人が、どの団体に、どの程度の寄附をしているのかといったいわば、相

場観が市民の間で醸成されていないと考えられる。

情報開示を進める上で、寄附者を含むステークホルダーが求めている情報は、団体の活動目的やミッション、活動内容・成果に関する記述的情報、来年度や将来の活動目標・予算、活動内容・成果に関する数量的情報などが重要視されているという指摘¹がある。これは、世論調査においても、重要だと思うNPO法人の情報として、「活動の目的」を挙げた回答が61.2%、「これまでの活動成果」が46.5%、「今後の活動予定」が29.7%という結果となっており、裏付けられている（図表8）。

このように、寄附者等が情報開示に期待していることは、団体のミッションや活動内容であり、詳細な財務情報にはそれほど重きが置かれていない²。米国においては、NPO法人はIRS（米国国税庁）には義務付けられている定型的な報告を行う一方で、寄附者向けには別途アニュアルレポートを作成し、各団体が工夫した情報発信を行っている。日本においても同様に、NPO法人や公益社団・財団法人等自らが行う情報発信に関しては、毎年の活動の写真等も活用するなど、寄附者等の視点に立った分かりやすい情報発信が重要であり、そうした分かりやすい情報発信を行うことで新たな寄附の獲得につながった事例も見られる。

なお、NPO法人に関しては特定非営利活動促進法（以下「NPO法」という。）に基づき、所轄庁³への事業報告書の提出及び情報開示が義務付けられている。当該事業報告書に関しては、本来は自由記載であるが、各所轄庁が示している様式に従って作成されることが多い。多くの所轄庁はその記載例に組織体制や総会の開催実績等を載せていないことから、その例に従って記載された事業報告書では、寄附者等が信頼に足る法人か否か判断する材料が不足するとの指摘がある。

寄附者等への情報発信に当たっては、各団体による情報発信のみならず中間支援組織を活用した情報発信も有効である。京都においては、一般社団法人社会的認証開発推進機構が行っている「STEP3」の取組⁴のように、登録団体に対して第三者評価により認証する取組も進んでおり、寄附者等にとって分かりやすい情報を届ける新たな事例も生まれてきている。

（2）NPO等の情報基盤

現在、NPO等は、寄附やボランティアなどの支援を募るため、自身のホームペ

¹ 第1回信頼性の向上に関するWG資料4（馬場英朗関西大学商学部准教授提出資料）

² 世論調査によると財務状況に関する情報が重要だと回答した人の割合は20代・30代は約19%なのに対し、40代・50代では約28%と高くなっており、職種別に見ると管理職は約48%が重要であると答えるなど、年齢層や職種によって傾向は異なる（図表9）。

³ 主たる事務所が所在する都道府県の知事若しくは、その事務所が政令指定都市の区域内のみに所在する場合には、当該政令指定都市の長

⁴ STEP3とは社会的認証開発推進機構が行っている認証制度。NPOの「信頼」を社会全体と共有することによる「成果」を実感することで、「市民が支える市民社会の実現」を目指している。ステップ1～2で、組織の情報開示と開示情報の確認、ステップ3では専門性を有する第三者が訪問調査を実施、組織の現時点における課題や到達度を自ら確認でき、目標設定ができる手法を採用

ージだけでなく様々な団体が運営しているデータベースにその活動内容を含む情報を登録している⁵が、NPO等にとって相当程度の重複作業となっている。各データベースが共有化されることでこれらの労力は大きく軽減されることになる。

また、こうした状況は効率性の問題のみならず、各種データベース間での更新日時の違いによる内容の違いを生じさせており、寄附者等にとってどの情報を信頼してよいか分からない状況となっており、NPO等に関する情報の信頼性も損ねている面がある。

現在、NPO法人が所轄庁に提出する事業報告書等やNPO法人に関する基礎的な情報は、所轄庁が内閣府NPO法人ポータルサイト（以下「ポータルサイト」という。）に掲載することとなっている。各民間データベース等は、ポータルサイト内にある全国のNPO法人に関する基礎情報等にリンクを貼ることができれば、メンテナンスが容易になり、NPO法人にも重複部分のデータ提出を求める必要がなくなるが、ポータルサイトはシステム上の制約から個別のページにURLを付けられず、リンクを貼れない状況となっている。

また、NPO法人についてはポータルサイト、公益社団・財団法人については内閣府公益法人 information という別のサイトでデータベースが管理運営されており、いずれも寄附やボランティアといった支援によって活動している団体にも関わらず、情報の利用者にとって不便な設計となっている。

(3) NPO法人の会計情報

NPO法人の計算書類については、従来、平成11年6月に経済企画庁（現内閣府）が示した「特定非営利活動法人の会計の手引き」に基づいて作成されることが多かった。これは昭和60年公益法人会計基準に準拠したものであるが、収支ベースの計算書類であり、また、その会計処理には難解な側面があった。そのため、NPO法人の計算書類が正確に作成されていなかったこと、計算書類の記載内容に不備が見られていたこと、会計処理にバラつきが見られNPO法人間の比較が困難であったことなどから、国民生活審議会総合企画部会報告「特定非営利活動法人制度の見直しに向けて」（平成19年6月）の中で、会計処理の目安となる会計基準が民間主導で策定されることが望ましいといった内容が盛り込まれた提言がなされた。

この提言を受け、全国のNPO法人支援組織が「NPO法人会計基準協議会」を発足させ、公認会計士、税理士等の会計・税務の専門家、企業関係者等を交えて検討が行われ、市民にとって分かりやすく、社会の信頼に応える会計基準としての「NPO法人会計基準（以下「NPO会計基準」という。）」が平成22年7月に策定・公表された。なお、検討に際しては、内閣府をはじめとする所轄庁もオブザーバー参加するなど、公開して幅広い意見を集約しながら進められた。

⁵ 内閣府「平成25年度特定非営利活動法人に関する実態調査」（平成25年12月公表）によると、自身のHPで情報公開しているNPO法人は全体の約41%、所轄庁・民間団体が運営するHP等で情報公開しているNPO法人は全体の約36%を占めている（図表10）。

平成 23 年 11 月に改訂された NPO 会計基準は、作成者の視点以上に利用者の視点を重視すること、社会の信頼に応える会計報告であることを掲げ、複式簿記を前提とする財務会計としての体系に、寄附やボランティアなど NPO 法人に特有な事情を加味したものになっており、NPO 法人にとって現時点では最も望ましい会計基準であるとされている⁶。

NPO 法人会計基準白書⁷によると、平成 24 年 10 月から平成 25 年 1 月に行った調査では、タイトルを活動計算書としている法人は全体の 17.3%にとどまり、さらに会計基準に一定以上準拠した会計処理を行うことができている法人は全体の 2.1%にとどまっている。

また、改正された NPO 法が平成 24 年 4 月以降、活動計算書の提出を求めている⁸ことから、今後、NPO 会計基準に基づく活動計算書の提出が増加していくことが期待される。

一方、内閣府「平成 25 年度特定非営利活動法人に関する実態調査」（平成 25 年 12 月公表）（以下「法人調査」という。）によると、37.5%は異なる会計基準を引き続き採用している（図表 11）⁹。また、NPO 会計基準を導入していると回答している法人（56.3%）に関してもその正確性にバラつきが見られる。そのため、より一層の会計基準の普及と法人の会計処理能力の向上に向け、団体の規模等に応じた支援実施の必要性が指摘されている。その他、本ワーキング・グループでは、NPO 会計基準の普及に当たって、以下のような課題・論点が指摘されている。

① NPO 会計基準の適用について

NPO 法人の中でも、特に活動歴の長い法人や大規模な法人、福祉系の法人において普及率が低い傾向がある。

② 従来の収支計算書の経過措置について

平成 24 年 4 月施行の NPO 法改正によって、NPO 法人が作成する計算書類は、収支計算書ではなく、活動計算書を新たに作成することとされた。その際、経過措置として法附則第 6 条において、「当分の間」従来の収支計算書の作成が認められているところであるが、具体的な期間が明示されていないため、活動計算書への移行が進まないおそれがある。

③ NPO 会計基準を適用する法人の規模について

会計処理に係る一定の専門知識がなければ、NPO 会計基準の導入は困難であるが、特に小規模な法人は経理数字を扱うことに苦手意識を持っているところが多い。

⁶ 内閣府「特定非営利活動法人の会計の明確化に関する研究会報告書」（平成 23 年 11 月 22 日）

⁷ NPO 法人会計基準協議会（平成 25 年 3 月）

⁸ 平成 24 年 3 月までは、改正前の NPO 法に基づき、収支計算書の作成・提出が求められていた。

⁹ 図表 11 において、「NPO 会計基準を採用している」、「わからない」を除いた値。

④ NPO会計基準の内容について

法人の形態によって特徴的な活動等がある場合には、独特の会計処理があっても良いが、少なくとも同一の法人形態の中での比較可能性は担保されている必要がある。

⑤ NPO会計基準の理解について

実務的な問題として、従来の収支計算書のタイトルだけ「活動計算書」に変えているような法人も多く、所轄庁やNPO法人支援組織においてもNPO会計基準への理解が必ずしも十分とは言えない状況である。

(4) NPO法人の指導・監督

世論調査において、先述のようにNPO法人のことを信頼できないと回答が2割以上あり、NPO法人の活動を一層活発にするために行政に要望する施策として、およそ半数の人が「悪質なNPO法人の排除」を望んでおり（図表12）、NPO法人の悪用事例への対処については、59.2%が「行政が審査・監督を厳しくすべき」と回答している（図表13）。また、内閣府が本年4月に所轄庁に確認したところ、1000弱の法人が3年間事業報告書を提出していないなど、活動実態がない、いわゆる休眠法人も相当程度存在する可能性がある。

NPO法人への指導・監督は所轄庁が自治事務として一元的に担っている。現在、NPO法人の数は48,000法人を超え、今後も増加し続けることが見込まれる状況で、法人に対する指導・監督の対応はますます難しいものになっているところ、これまで内閣府が所轄庁と意見交換を行ってきた中で、指導・監督上の主な運用課題として、以下の点が挙げられている。

① 実質的に休眠状態の法人への対応

法律上の義務は履行しているものの、活動計算書において活動していないことが明らか（収益及び費用なし、いわゆるゼロ報告）であるなど、実質的に休眠状態である法人が少なからず存在している。

② 事業報告書未提出¹⁰の法人への対応

事業報告書の提出が3年以上ない場合には、NPO法第43条に基づき認証を取り消すことができるが、3年に至らなくとも、活動実態のない法人への対応に苦慮している。

③ 立入検査等を実施するための「相当な理由」の解釈

NPO法第41条では、法令、法令に基づく行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる「相当な理由」があれば、法人に対して報告徴収・立入検査を実施することができるとされているが、その「相当な理由」の解釈の基準が所轄庁によって異なっている。

¹⁰ 平成25年4月時点におけるNPO法人の事業報告書の提出状況は、約47,000法人のうち、2,600法人以上が未提出であり、そのうち1,000法人以上が2年間未提出、800法人以上が3年間未提出となっている。

④解散後に清算手続きがされていない法人の管理について

設立認証を取り消した法人で、清算手続きがされないまま、長期間が経過しているような法人が増加しているが、所轄庁では対応不能となっている¹¹。

3. 今後の方向性

(1) 情報開示のあり方

NPO法は、法人による自らの情報公開によって市民の信頼を得て、市民によって育てられるべきであるとの考え方に基づいており、事業報告書の未提出といった情報開示に関する法の規定に違反した場合に対しては罰則があるなど、広範な情報開示制度が設けられている。

一方で、法律に基づく行政による情報開示は、寄附者やボランティア等に対する視点が希薄であるとの指摘がある。NPO法人が実施している事業内容と活動に要した費用の整合は重要ではあるものの、寄附者等の視点に沿った団体の活動目的やミッション等の情報開示も重要である。

①寄附者等にとって分かりやすい事業報告書等の作成に向けた様式の改善

NPO法人にとって所轄庁に提出義務のある事業報告書については、多くの所轄庁が提示している様式例では、事業の実施体制や組織体制の記載について触れていないところ、NPO法人もその様式例に倣って作成していることが多い。そこで、内閣府が各所轄庁に示している「特定非営利活動法人の手引き」¹²における事業報告書等の様式例を改訂し、少なくとも組織体制や総会の開催実績など、寄附者やボランティア等にとって重要な法人のガバナンス情報まで把握できるような事業報告書等の作成を促進していくべきである。その際、寄附者等にとって分かりやすい内容にすることが重要であり、必ずしも内閣府及び所轄庁の示している様式例に従う必要がない点も明示していくべきである。

②寄附者等が求めている情報の共有

NPO等が寄附やボランティア等の支援を集めるに当たって、寄附者やボランティア等が求めている情報を分かりやすく発信していく必要がある。そのため、NPO等が行政に提出する事業報告等に加え、より詳しく分かりやすい寄附者等向けの年次報告等を作成していくことが期待される。また、世論調査や市民調査等を実施し、その結果を広くNPO等と共有していくことで、NPO等による情報発信が市民のニーズに応えたものとなるよう促進していくことが重要である。

¹¹ 特定非営利活動法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。(NPO法第32条の2)

¹² 内閣府NPOホームページ (URL: <https://www.npo-homepage.go.jp/pamphlet/index.html>) に掲載している。

(2) NPO等の情報基盤

内閣府のポータルサイトでは、データベースの更新情報がなく、各種利用団体にとっては、法人情報を利活用しづらいため、改善していく必要がある。

①データベースの更新情報の発信

ユーザーがデータを取りに行きやすくするため、データベースの更新情報を利用者に自動発信する仕組み等を構築していくべきである。

②事業報告書等の電子データによる提出の促進

現行制度では、NPO法人が所轄庁へ提出する事業報告書等については、紙で提出することが前提となっている。提出された書類はPDFファイルに加工され、ポータルサイトに掲載されているが、電子データで提出することが可能な法人が多いとの指摘もある。不要なコストの削減、利用者の利便性の高いエクセル等によるNPO法人データのポータルサイト上での情報提供促進を図るべく、電子データによる提出を基本とし、電子データによる提出が困難な場合にのみ、紙による提出も認める制度が可能かどうか検討すべきである。なお、その際、電子データによる提出のニーズと電子データによる提出を受け付けるためのシステム改修コスト等を勘案すべきである。

③公益法人との横断的な情報提供の充実について

ポータルサイトと内閣府公益法人informationの法人基礎情報等に関する情報提供インターフェイスを一元化する可能性について検討を進めていくべきである。まずは、両サイトのハブとなるページを内閣府ホームページに開設し、利用者にとって分かりやすい両制度の比較を掲載するとともに、効果的にリンクしていくべきである。

(3) NPO等の会計情報

NPO法人の会計は、資金管理の状況把握の基礎となるものであり、団体間の財務情報の比較を容易にするためにも、NPO会計基準の普及は重要である。既に述べた課題の解消に向けては、NPO会計基準に係る研修の場の充実等にも努めるとともに、必要に応じてNPO会計基準の更なる改善に向けた取組を進めることが必要である。

①専門家（公認会計士、税理士）等のNPO等に係る理解促進と活用

NPO法人のみならず、所轄庁やNPO法人支援組織においても、NPO法人の会計について正しい理解と協力が必要であり、その際には事業報告書等の会計情報の作成に携わる公認会計士や税理士等の会計専門家の協力が不可欠となる。法人調査においても、会計基準への切り替えに当たって有用であった支援として「税理士、会計士による助言」が39.9%と最も多い回答であった（図表14）。そのため、日本公認会計士協会及び日本税理士連合会と連携し、公認会計士及び税理士向けの説明会を開催するなど、NPO法人制度及びNPO会計基準等についての専門家に対する理解を促進するとともに、その専門家の活用を図っていく必要がある。

② NPO会計基準の普及に向けた検討

NPO会計基準の普及に向けては、情報開示と市民の監視によってNPO法人を育成していくことが基本であるとの指摘がある一方、一定規模以上の団体には会計基準を強制し、監査を義務付けるべきとの指摘もある。また、税制上の優遇措置がある認定NPO法人への会計基準の義務化、助成事業・補助金等の受託の際の会計基準採用の条件化、公認会計士・税理士等の専門家を通じた普及といった、法人の状況に応じた普及策で対応すべきとの指摘もある。なお、法律に基づく障害者の就労支援等の事業を実施する団体においては特定の会計基準に基づいて会計書類を策定することが求められる点にも留意が必要である。

こうした実情に鑑み、インターネット上での情報開示を進めることで寄附者等にとって判断のできる環境を整えていくことを前提としつつ、外部監査の義務付けやNPO法附則第6条の「当分の間」の期間の明示化等について、今後も引き続き検討していくべきである。

③ NPO会計基準の活用促進に向けた情報共有

NPO会計基準の普及に当たっては、会計に詳しい人材を確保しにくい小規模な法人等の負担にも配慮する必要があることから、NPO会計基準では、小規模法人にも配慮したパターンも例示しており、その内容を正しく周知していくことが重要である。

また、島根県では、特に「収支計算書」から「活動計算書」への移行に伴う会計処理に苦慮している比較的小さな規模の法人を対象として、エクセルソフトで書類作成ができるNPO会計基準に準じた書類作成システムを開発しており、このような所轄庁における会計書類作成の支援など、先進的な取組例を共有していくべきである。

④ NPO会計基準の更なる改善

NPO会計基準に関しては、ボランティア受入評価益の取扱い等について、専門家間で議論が分かれており、NPO法人会計基準協議会において、NPO会計基準の見直しに向けた特定の利害関係者からの独立性を担保した委員会を設置し、適切なガバナンス及び適正な手続きのもと、民間主導で議論を進めていくことが期待される。その際、多様な関係者が参加し、オープンに議論を進めることで、一般に公正妥当と認められるものとなるよう留意する必要がある。

(4) NPO法人への指導・監督

NPO法人制度は、情報公開を通じてNPO法人を広く市民の監視下におき、市民による緩やかな監視と、これに基づく法人の自浄作用による改善、発展を前提としたものとなっており、法人に対する指導・監督に係る行政の関与を極力抑制している。

①信頼を毀損する団体に対する監督

仮にNPO法人が法令違反等の不祥事を起こした場合、メディアでは「NPO不祥事」などの見出しで、あたかもNPO法人全体が悪いというイメージが広まってしまう。そのため、市民の監視による法人の自浄作用による改善、発展という制度趣旨を念頭に置きつつ、一部の信頼を毀損する団体に対しては厳格に対処することも含めて行政としての監督のあり方を検討していくべきである。

②休眠法人に対する対応

いわゆる休眠法人を放置しておくことは、行政の管理コストの増加につながるだけでなく、不正の温床にもなりかねない。このため、例えば、法人から事業を実施していないことが明白な事業報告書等が提出された場合、解散手続きの案内を記載したパンフレットを送付するなど、活動実態がないと思われる法人に解散を促すことが考えられる。また、各地域にどの程度の休眠法人が存在するのかなど、実態の把握を行うとともに、強い不利益処分である認証取消しも含めてどのような対応が適切であるのかを検討していくべきである。

③その他法人制度運用上の課題への対応

NPO法施行後約15年が経過し、NPO法人を取り巻く環境が大きく変化するとともに、認証数・認定数が増え続ける状況の中で、NPO法人の信頼性を向上させるための指導・監督のあり方はどのようなものであるべきか、他の法人制度との比較も行いながら絶えず検討していくことが必要である。

(5) NPO法附則第19条による検討

NPO法附則第19条では、法施行後3年を目途とした検討を行うこととしており、次回の法改正までに、以上の課題についても整理していくことが求められており、今後検討を進めていく必要がある。

おわりに

本ワーキング・グループでは、共助社会づくりの担い手であるNPO等が抱える課題として、団体の情報開示不足やデータベースの利便性といった信頼性に係る課題について、論点整理を行い、その対応策を検討してきた。会計情報や指導・監督の各論では、主にNPO法人に焦点をあてて検討してきたが、信頼性確保の基礎となる適切な情報開示については、法令で義務付けられているか否かによって異なるものではなく、寄附等の支援を受けている一般社団・財団法人にも望まれることであろう。

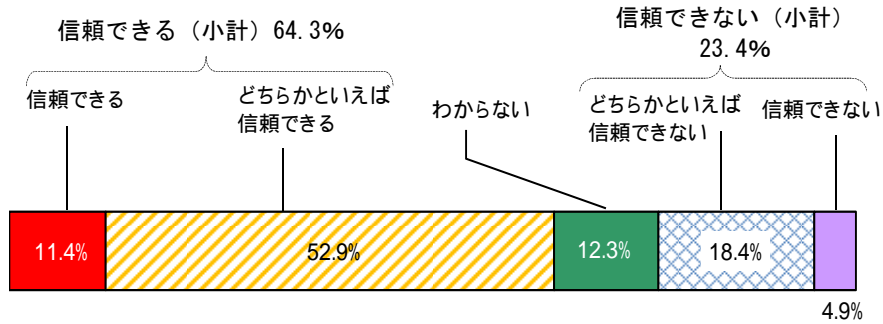
各NPO等においては、分かりやすい情報開示をし、寄附の募集に積極的にチャレンジすることが期待される。また、寄附を得やすいよう、認定法人となることにも努めていくことが期待される。

市民においても、寄附に際しては、団体の開示された情報をもとに適切な寄附先を選んでいくことが求められる。このことを通じて、NPO等が市民に育てられ、飛躍していくことにつながる。

なお、市民から信頼される団体となるためには、適切な経理やマネジメントができる人材の確保や、幅広い資金調達を行い経済的に自立することも求められるが、これらの点は、他のワーキング・グループで検討してきた課題とも密接に関連している。今後、共助社会づくり懇談会において情報を共有し、さらに検討を深めるとともに、実現できる施策から着実に実行に移していくことが求められる。

【図表1】NPO法人に対する信頼

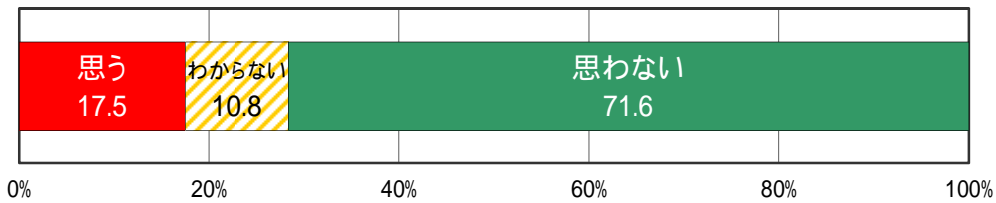
Q. NPO法人のことを信頼できますか。



出典:内閣府「NPO法人に関する世論調査」(平成25年8月公表)

【図表2】活動参加意向

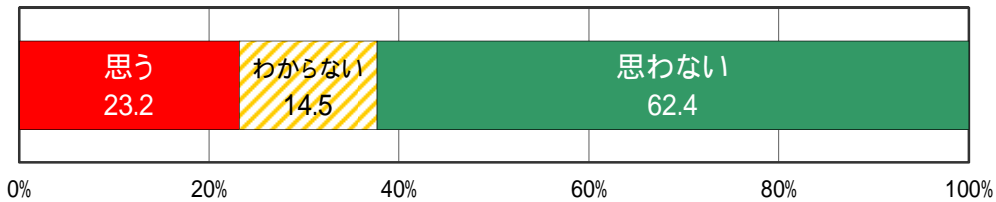
Q. NPO法人が行う活動に参加したいと思いますか？(n=1,784)



出典:内閣府「NPO法人に関する世論調査」(平成25年8月公表)

【図表3】寄附意向

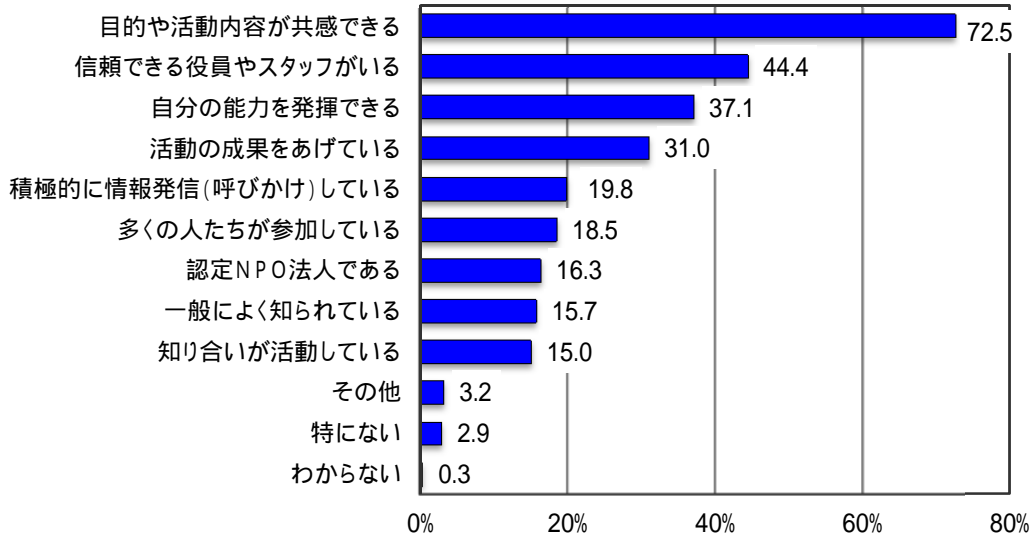
Q. NPO法人が行う活動に対して寄附をしたいと思いますか？(n=1,784)



出典:内閣府「NPO法人に関する世論調査」(平成25年8月公表)

【図表4】 活動参加の際に重視する点

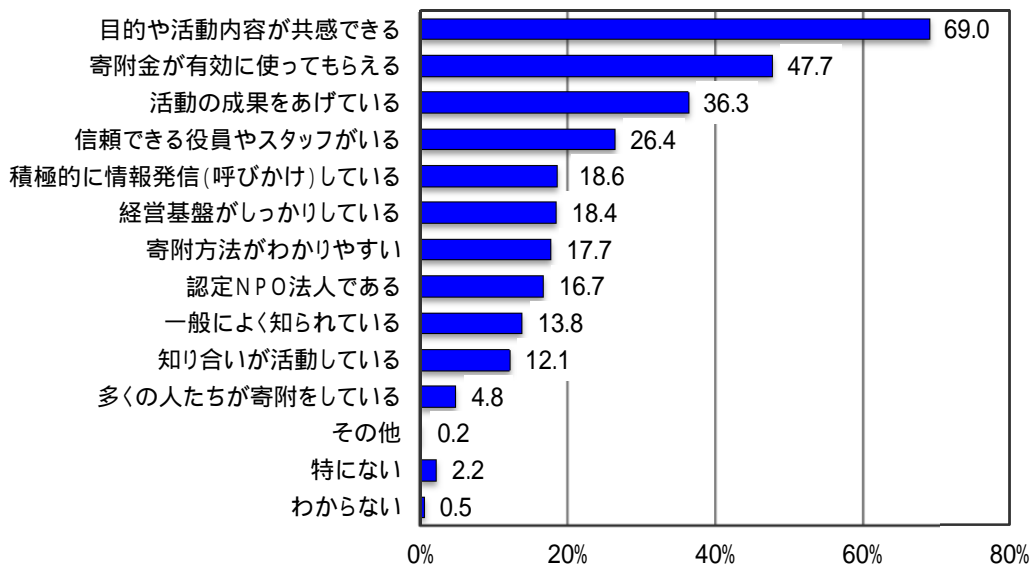
NPO法人が行う活動について、「参加したいと思う」と答えた方に、複数回答 (n=313)



出典：内閣府「NPO法人に関する世論調査」(平成25年8月公表)

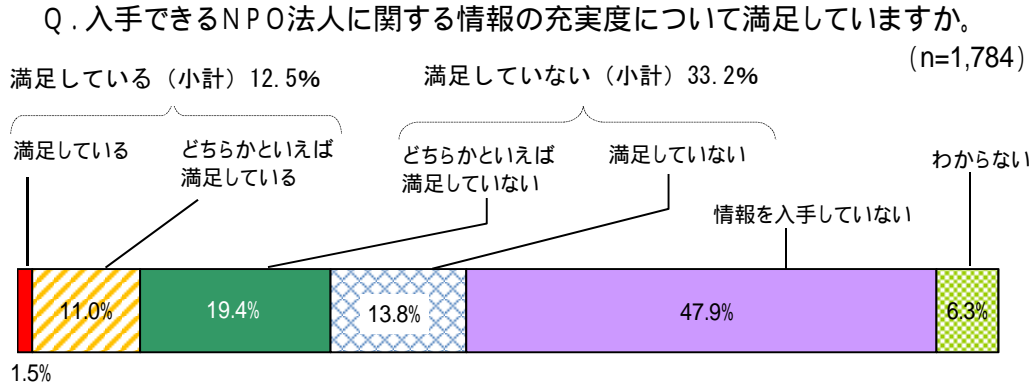
【図表5】 寄附の際に重視する点

NPO法人が行う活動に対して、「寄附をしたいと思う」と答えた方に、複数回答 (n=413)



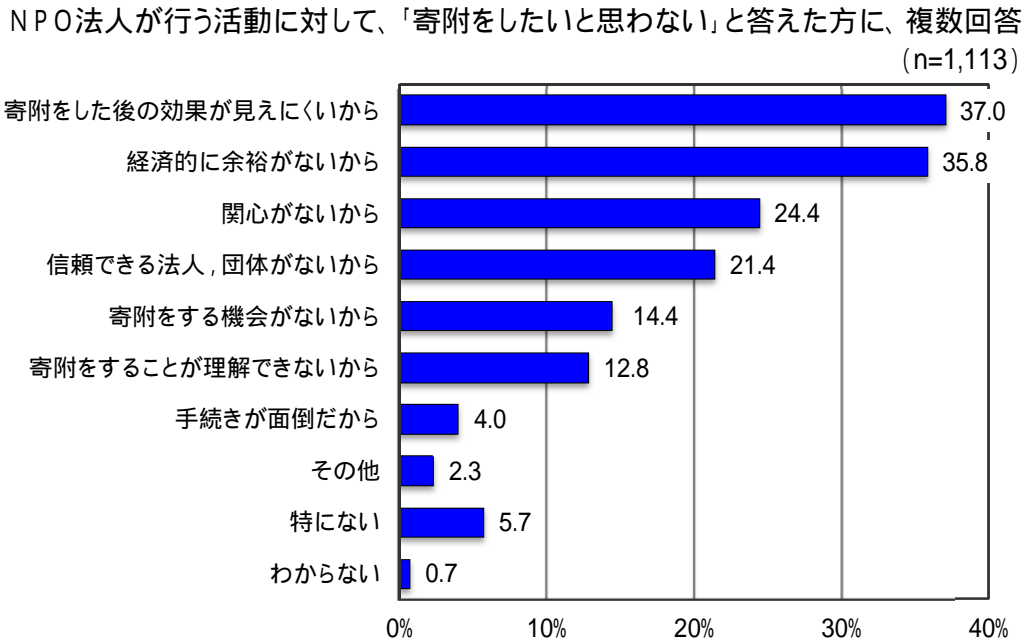
出典：内閣府「NPO法人に関する世論調査」(平成25年8月公表)

【図表6】情報量に対する認識



出典: 内閣府「NPO法人に関する世論調査」(平成 25 年 8 月公表)

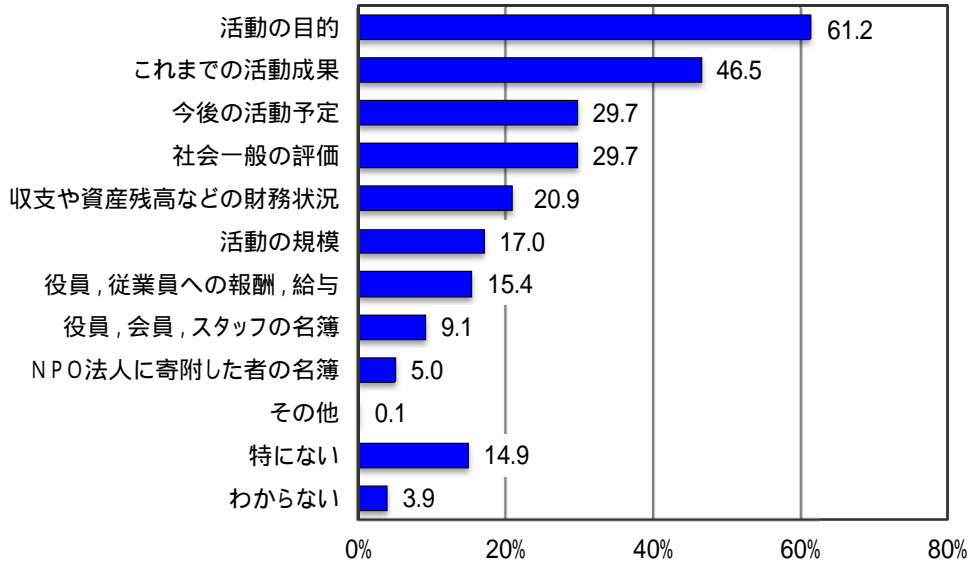
【図表7】 寄附をしたいと思わない理由



出典: 内閣府「NPO法人に関する世論調査」(平成 25 年 8 月公表)

【図表8】 重要だと思うNPO法人の情報

Q. NPO法人に関する情報として、どのようなものが重要だと思いますか。
(n=1,784)



出典: 内閣府「NPO法人に関する世論調査」(平成 25 年 8 月公表)

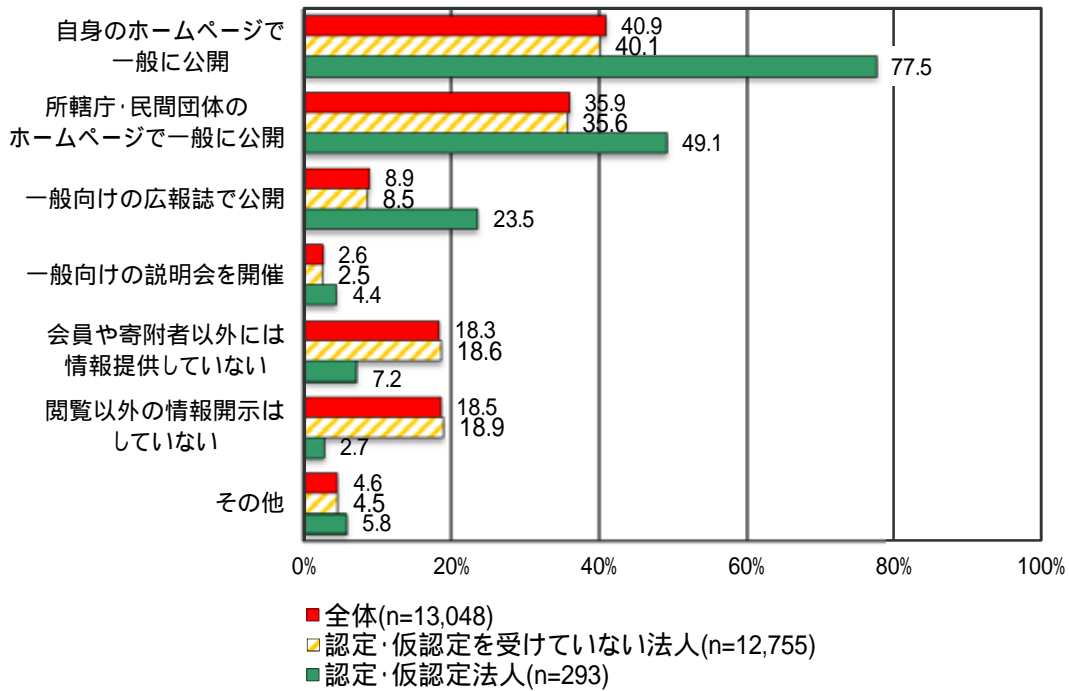
【図表9】属性別 重要だと思うNPO法人の情報

	該当者数	活動の目的	これまでの活動成果	今後の活動予定	社会一般の評価	収支や資産残高などの財務状況	活動の規模	役員、従業員への報酬、給与	役員、会員、スタッフの名簿	NPO法人に寄附した者の名簿	その他 特にないわからない
	人	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
総数	1,784	61.2	46.5	29.7	29.7	20.9	17.0	15.4	9.1	5.0	18.9
(性)											
男性	818	59.2	45.5	27.9	29.6	22.2	18.6	16.6	10.3	4.8	19.3
女性	966	62.8	47.4	31.2	29.7	19.7	15.6	14.3	8.2	5.3	18.5
(年齢)											
20～29歳	150	72.0	55.3	52.7	30.0	19.3	19.3	18.7	6.7	4.0	10.0
30～39歳	250	68.4	54.0	35.6	34.4	19.6	17.2	17.2	10.4	6.4	10.8
40～49歳	299	73.9	55.5	31.1	33.1	27.4	18.1	20.4	8.7	5.0	10.7
50～59歳	270	72.2	53.3	37.4	36.3	28.1	21.1	17.8	14.1	7.0	11.5
60～69歳	401	58.9	42.6	28.4	30.9	22.9	17.0	17.7	10.7	4.2	16.0
70歳以上	414	38.6	31.6	12.8	18.6	10.6	12.6	5.6	4.8	4.1	40.6
(職業)											
管理職	58	74.1	62.1	44.8	48.3	48.3	31.0	36.2	19.0	20.7	6.9
専門・技術職	176	77.3	55.1	39.2	33.0	27.8	17.6	19.9	11.4	4.0	6.8
事務職	206	74.3	54.4	40.8	38.8	23.3	18.9	21.4	10.7	5.3	9.7
販売・サービス等	262	64.5	44.3	30.2	28.6	21.4	14.1	16.0	8.4	3.8	13.8
農林漁業職	42	40.5	31.0	16.7	16.7	4.8	14.3	11.9	11.9	4.8	35.7
生産・輸送等	259	57.5	42.1	27.4	27.0	21.2	20.1	18.1	7.3	5.0	20.8

出典：内閣府「NPO法人に関する世論調査」（平成25年8月公表）

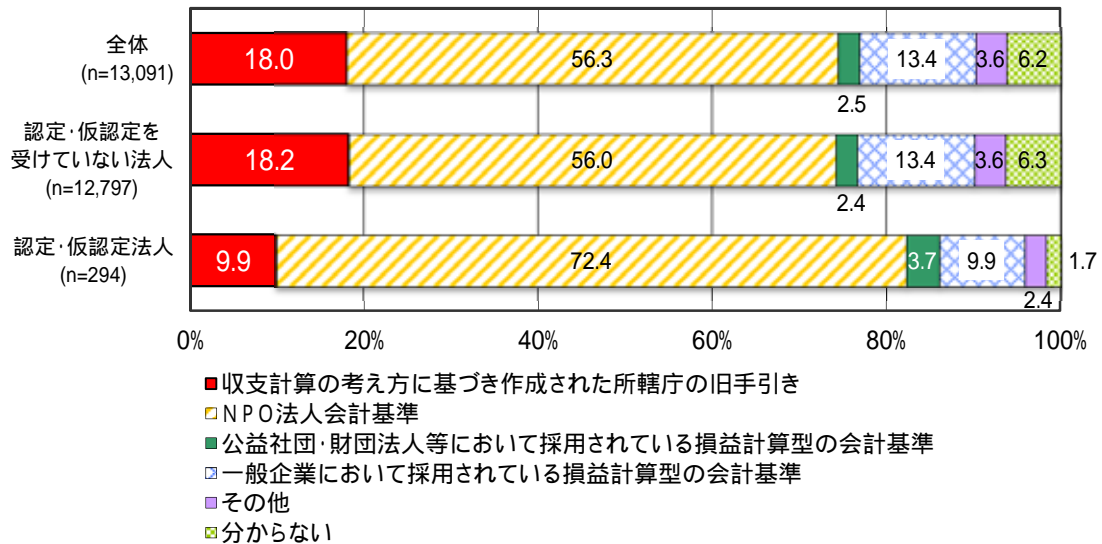
【図表10】 情報開示手段

(複数回答)



出典：内閣府「平成 25 年度特定非営利活動法人に関する実態調査」(平成 25 年 12 月公表)

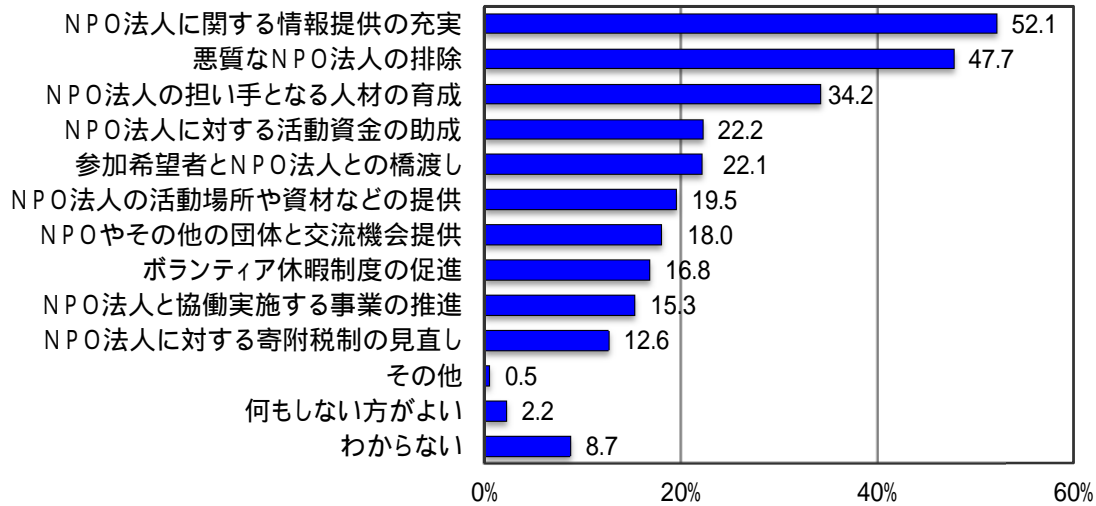
【図表11】 採用している会計基準等



出典：内閣府「平成 25 年度特定非営利活動法人に関する実態調査」(平成 25 年 12 月公表)

【図表12】 行政に対する要望

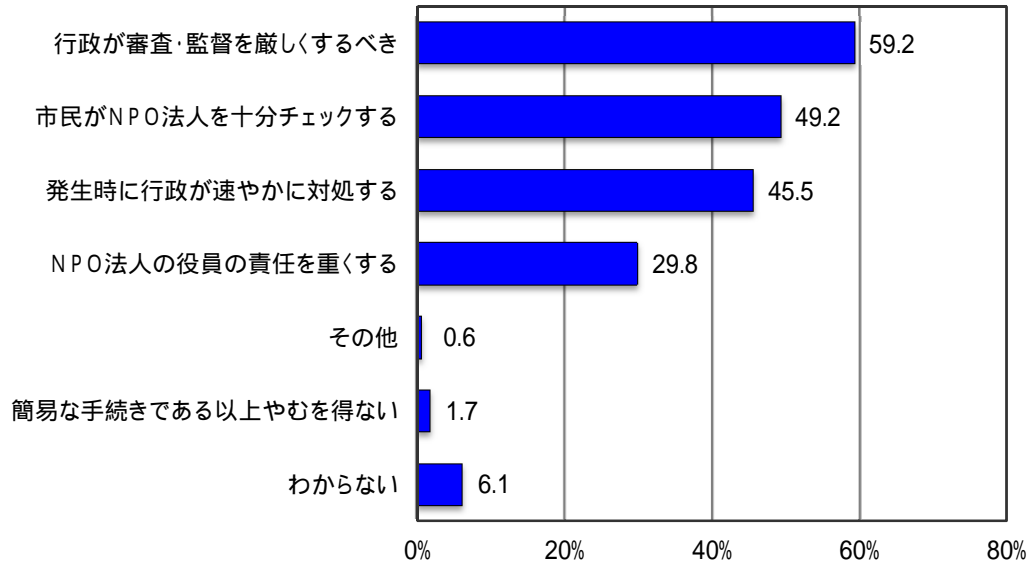
Q. NPO法人の活動が一層活発になるために、国や地方公共団体はどのような施策に重点をおくべきだと思いますか。(n=1,784)



出典：内閣府「NPO法人に関する世論調査」(平成 25 年 8 月公表)

【図表13】 悪用事例への対策

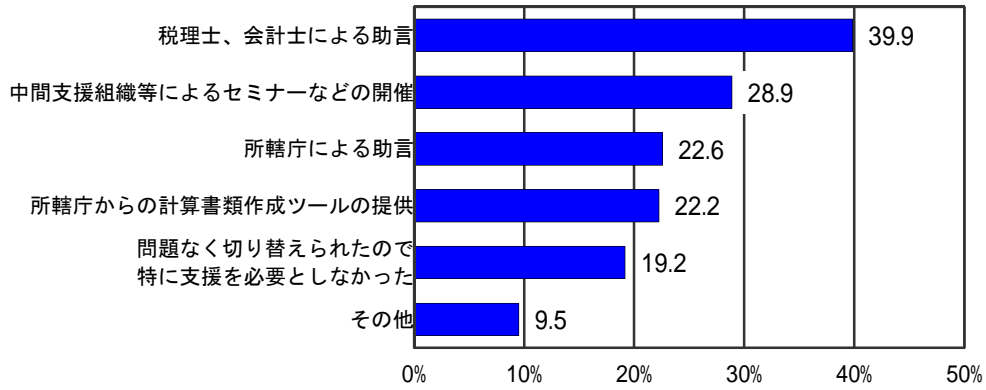
Q. NPO法人の悪用事例について、どのように対処すべきと思いますか。(n=1,784)



出典：内閣府「NPO法人に関する世論調査」(平成 25 年 8 月公表)

【図表14】 NPO法人会計基準への切り替えに当たって
有用であった支援 (n=7,342)

(複数回答)



出典:内閣府「平成 25 年度特定非営利活動法人に関する実態調査」(平成 25 年 12 月公表)

これまでの信頼性の向上に関するワーキング・グループの開催状況

第1回 平成25年7月17日

- ・外部専門家からのヒアリング
- ・意見交換

第2回 平成25年8月19日

- ・専門委員の紹介
- ・所轄庁からのヒアリング
- ・意見交換

第3回 平成25年9月24日

- ・会計基準の普及について
- ・事業報告書の様式の見直し等について
- ・意見交換

第4回 平成25年10月9日

- ・会計基準の論点整理
- ・情報基盤の整備について
- ・法人の指導・監督のあり方について
- ・意見交換

第5回 平成25年11月15日

- ・信頼性の向上に関するWG報告書の取りまとめについて

共助社会づくり懇談会

信頼性の向上に関するワーキング・グループ 委員名簿

- 大久保 朝江 特定非営利活動法人杜の伝言板ゆるる代表理事
- 山内 直人 大阪大学大学院国際公共政策研究科教授
- 横田 能洋 特定非営利活動法人茨城NPOセンター・コモンズ常務理事／事務局長
NPO法人会計基準協議会事務局長

○主査

(専門委員)

- 川口 昌紀 日本税理士会連合会 公益活動対策部副部長
近畿税理士会常務理事 公益活動対策部長
- 佐久間 清光 日本公認会計士協会 非営利法人委員会 副委員長
- 佐藤 大吾 一般財団法人ジャスト・ギビング・ジャパン代表理事
- 鈴木 康久 京都府府民生活部府民力推進課長

(計7名)

(五十音順、敬称略)